

# 「学生支援等」に係る自己点検・評価書

## I 基準に係る本学の特徴及び目的

### 1 特徴

上越教育大学は、学校教育に関する理論的かつ実践的な教育研究を推進するために、昭和53年10月に開学した、いわゆる「新構想の教育大学」である。

このため、本学は、初等教育教員の養成を行う学部と、初等中等教育諸学校教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院（修士課程）を備えた「教員に開かれた大学院を中心とする新しい大学」として創設された。

平成8年4月には、本学、兵庫教育大学、鳴門教育大学及び岡山大学を構成大学とする「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究所（博士課程）」が教員養成系大学・学部として初めて設置された。

平成17年4月には、大学院修士課程に長期履修学生制度を設け、更に、大学院に在学しながら教育職員への道を開く仕組みとしてその長期履修学生制度を活用した教育職員免許取得プログラムを導入した。

平成20年4月には教職大学院制度発足に合わせ、大学院学校教育研究科に専門職学位課程（教職大学院）を設置した。

このような本学の沿革から、本学には、「学部学生」、「本学の学部を卒業した大学院生」、「他大学を卒業した大学院生」、「現職教員の身分を持った大学院生」、「長期履修制度による大学院生」、「長期履修制度を活用した教育職員免許取得プログラム履修生である大学院生」、「博士課程の大学院生」と、多様な経歴を持つ学生が在籍している状況となっている。

また、教育課程等においては、教育実習に当たっては、いわゆる母校実習をすることなく体系的、かつ、工夫された教育実習やカリキュラムが設けられている。取得可能な教員免許状は、小・幼一種から中・高一種と多種多様な教員免許状の取得も可能となっており、特に、本学学部生の卒業要件には、小学校教諭一種免許状の取得が含まれており、本学を卒業する学部学生のすべてが、その小学校教諭一種免許状の保持者となっているという特徴がある。

なお、この他、研究生、内地留学生、科目等履修生、特別研究学生の学籍を保有する在学者はもとより、留学生、障害者、社会人経験者等の多様な環境下の学生も在籍している。

### 2 目的

学生支援について、開学以来、昭和33年の学徒厚生審議会答申により講じられてきた、保健管理や課外活動等の支援方策や授業料免除等の経済的支援を行ってきたところである。

また、平成12年6月に報告された「大学における学生生活の充実方策について」、通称「廣中レポート」により提言されている、「正課外活動の捉え直し」、「ファカルティ・ディベロップメント」、「ティーチング・アシスタント」、「学生何でも相談」、「就職指導体制の強化」、「インターンシップ」、「少人数教育」、「学生による授業評価」等の方策を、いち早く取り入れ具現化し、現在も行っている。

また、日本学生支援機構等の学生支援関係団体の種々の支援制度を活用し、学生支援を行っており、国立大学法人化以降の現在も継続しているところである。

本学は、これまでの学生支援の実績をも踏まえ、大学の教育研究等の質の向上を図るための学生への支援に関する目標として、次のような中期目標を掲げ、種々学生支援方策を講じているところである。

○学生への支援に関する目標

修了生に対するアフターケアの充実を図る。

## II 自己点検・評価

1 基準 9-1 : 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

### (1) 観点・指標ごとの分析

観点 9-1-① : 学士課程の授業科目や専修・コースの選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。

(観点・指標に係る状況)

#### ① 授業科目選択のガイダンス

新入生に対しては、新入生オリエンテーションにおいて、初日の「教育課程と履修方法」、第2日目の「学務情報システム利用説明会」を通して、『履修の手引』『授業科目一覧』『学務情報システム利用の手引き』等の配布資料を用いた履修指導が行われる(別添資料 9-1-①-1「平成23年度新入生オリエンテーション日程」、9-1-①-2「平成23年度新入生オリエンテーション配付資料(学校教育学部)」参照)。また、ガイダンスの一環として4月下旬に新入生合宿研修を実施している。その後は、クラス担当教員や教育支援課が個別の相談に応じるのが基本的体制となり、これは卒業まで一貫している。

2年次からは専修・コース(科目群)ごとのクラス編成となるため、2年次学年当初に各専修・コース(科目群)ごとのオリエンテーションが実施されている。3年次以降は卒業研究に向けゼミに所属するようになるので、クラス担当教員とともに、卒業研究指導教員も履修に関する相談に応じるようになる。

(その他関連資料)

別添資料 9-1-①-3「平成23年度入学者用 履修の手引(学校教育学部) p.1~11」

#### ② 専修・コース選択の際のガイダンス

専修・コース(科目群)への所属は、各人の希望を尊重しつつも、1年次必修の所定科目の成績順位及び各専修・コース(科目群)の受入可能数に基づいて、2年次進級時に決定される(別添資料 9-1-①-4「専修・コース(分野)分け業務の取扱いについて」参照)。そこで、新入生オリエンテーションにおける説明の後、まず「希望(動向)調査」を実施、結果を6月に発表し、当初の希望の分布状況を知らせる。次に、後期に入って前期成績が通知された段階で「第1回専修・コース分け説明会」を開催し、それぞれの代表者による各専修・コース(科目群)の紹介を聞かせ、個別相談にも応じた上で、予備調査を実施する(別添資料 9-1-①-5「平成22年度専修・コース分けの実施について」、9-1-①-6「平成22年度第1回専修・コース(科目群)説明会」参照)。この結果は11月に発表されるが、例年、当初調査からかなりの希望の移動が見られる。さらに、後期成績の通知後の2月下旬に「第2回専修・コース分け説明会」を開催、専修・コース(科目群)分けに関わる成績(換算点)表及び総点分布グラフを配布・説明し、これらを参考に本調査票を提出させるようにしている(別添資料 9-1-①-7「平成22年度第2回専修・コース分け説明会」参照)。

(分析結果とその理由根拠)

授業科目の選択に関するガイダンスは概ね適切に行われているものと判断される。その背後には、個別学生の相談に対する教育支援課の懇切な対応があることも見逃すことはできない。

専修・コース(科目群)分けに関して、たとえ希望の専修・コース(科目群)に所属できなくても、1年をかけた慎重な希望調査及び選考を行っているため、学生達はその結果に納得しているものと考えられ、ガイダンスは適切に行われていると判断される。

観点 9-1-②：大学院修士課程の授業科目の選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。

(観点・指標に係る状況)

平成23年度は新入生全員に対するオリエンテーションを2日間にわたって実施し、第1日目は「教育課程と履修方法」を通して履修の手引等の配布資料を用いたガイダンスが行われた。さらに各コース(科目群)による「個別指導」を3.5時間設定し、授業科目の選択等の説明が行われた。また第2日目の「学務情報システム利用説明会」を通して、『履修の手引』『授業科目一覧』『学務情報システム利用の手引き』等の配布資料を用いた履修指導が行われた(別添資料9-1-①-1「平成23年度新入生オリエンテーション日程」、9-1-②-1「平成23年度新入生オリエンテーション配付資料(大学院学校教育研究科)」、9-1-②-2「平成23年度入学者用 履修の手引き(大学院学校教育研究科)(抜粋)」参照)。

また、平成17年度以降、大学院修士課程に3年間での履修を可能とする「長期履修学生制度」が導入され、この制度を活用した「教育職員免許取得プログラム」(以下、「免P」という。)を受講することによって小・中・高等学校、幼稚園の教員免許状取得が可能になっている。そこで、この免P受講者の円滑な履修を支援するために、前述の新入生全員に対するオリエンテーションとは別途に、免P受講の新入生だけを対象にしたオリエンテーションの時間を設定し、実施した(別添資料9-1-②-3「平成23年度教育職員免許取得プログラム受講者ガイダンス概要」、9-1-②-4「平成23年度入学者用教育職員免許取得プログラム履修の手引き(大学院学校教育研究科)(抜粋)」p.1~4参照)。さらに、各専攻・コース(科目群)でも独自に新入生オリエンテーションを実施し、免P制度の周知を図っている。

また、免P受講者に対して履修方法などの相談・指導を行う窓口として教育支援課の他に各専攻・コース(科目群)ごとに指導担当教員が、免P受講者に対する履修支援態勢を整えている。

(分析結果とその根拠理由)

導入から7年目を迎えた免P制度は、その間の継続的な自己点検をふまえて、オリエンテーションの内容の充実・精緻化が計られ、また教員・職員による履修支援態勢も確立しており、新入生の円滑な授業科目の選択を十全に支援できるガイダンスが適切に実施されている。

観点 9-1-③：学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

①学習相談、助言全般

学習に関する悩みは学生生活全体と深い関わりを持つ問題であることから、様々な窓口を設けて幅広く対応できる体制が充実している。

教員側による助言・相談体制として、学部学生については、1年次において学籍番号により振り分けた16クラスにそれぞれクラス担当教員を置き、2年次以降は、専修・コース(科目群)別に編成されたクラスに担当教員が置かれ、個別指導やクラスミーティング等を通じて適切な指導助言を行う体制となっている(別添資料9-1-③-1「上越教育大学クラス制度及び学生組織要項(抜粋)」、9-1-③-2「学部におけるクラス制度」(2011 Student Hand Book p.100~101)参照)。特に、入学直後に行われる「新入生合宿研修」及び3年次秋の「教員養成課程学生合宿研修」においてはクラス担当教員による適切な指導・助言が実施されている。また、3年次以降は各専修・コース(科目群)で卒業研究のための「専門セミ

ナー」に所属することから、直接には卒業研究指導教員が相談窓口となっている。

大学院学生のうち、修士課程では、専門セミナー担当教員が、授業科目「専門セミナー」を履修する学生に対して、授業履修、研究遂行、学位論文作成など修学に関する個別指導を担当し、その計画と指導実績の点検のために、「研究指導計画書」および「研究指導実績報告書」を作成する体制が整えられている。また、専門職学位課程では、学生一人ひとりに担当の専任教員として「アドバイザー」が委嘱され、修学および学生生活全般に関して指導助言を行う体制が構築されている（別添資料9-1-③-3「上越教育大学大学院学校教育研究科修士課程「専門セミナー担当教員」の研究指導体制取扱細則」、9-1-③-4「上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程の学生の指導体制取扱細則」参照）。

このほか、次項に述べるオフィス・アワーの制度もあり、学部学生・大学院学生が様々な教員に相談し、助言を受けることのできる体制が確立している。

事務局の側では、教育支援課、学生支援課、プレイスメント・プラザでそれぞれ事例ごとに相談を受け付けており、また、保健管理センターではカウンセラーを配置して悩み事等の相談に応じている。さらに、気軽に何でも相談できる窓口として、学生支援課内に「学生なんでも相談窓口」が設置され、あらゆる相談を受け付け、必要に応じて学内外の相談機関や教職員等への斡旋も行っている（別添資料9-1-③-5「『学生相談』（2011 Student Hand Book p.104～105）参照）。また、学内に「意見箱」を設置し、大学運営全般に関わる学生の要望や意見を汲み上げることを実施しており、Eメールによる受付もできるようにしている（別添資料9-1-③-6「意見箱の設置及び取扱について」参照）。

## ②オフィス・アワーの設定

オフィス・アワーとは、教員が各研究室等において学生からの相談に応じるために事前に設定された時間帯であるが、全教員がそれぞれの時間帯を学務情報システムに掲載することになっており、その時間帯に学生は自由に研究室を訪問することができる体制が確立している。また教育支援課において学務情報システムに各教員のオフィス・アワーが適切に設定されているかについて毎年、点検を実施しており、平成23年7月現在においては95%の教員が学務情報システムに入力し、学生に公表している（別添資料9-1-③-7「学務情報システムにおけるオフィス・アワーの検索・参照画面」、別添資料9-1-③-8「オフィス・アワー実施状況（平成23年7月現在）」参照）。

平成22年度からは、電子シラバス画面からオフィス・アワー情報画面にリンクするよう学務情報システムの機能追加を行い（別添資料9-1-③-9「学務情報システムにおけるシラバス参照画面からオフィス・アワー情報確認画面への遷移画面」参照）、学生が参照しやすいよう改善を行った。また、シラバス参照画面の教員情報画面に当該教員へのメール通知ボタンを追加し、さらに、オフィス・アワーの参照画面の教員氏名をクリックすることにより、メール入力画面が表示されるようシステムを改善し、電子メールの活用による相談・助言体制の充実を図った。

学生への周知については、『履修の手引』（学部・大学院それぞれ）及び『2011 Student Hand Book』に記載されているほか、入学時のガイダンスにおいても案内がなされている（別添資料9-1-③-5「学生相談」、2011 Student Hand Book, p.104参照）。

## （分析結果とその根拠理由）

学部学生にはクラス担当教員や卒業研究指導教員、大学院には専門セミナー担当教員やアドバイザーが学習相談・助言を行っている。さらにオフィス・アワーの設定、各種相談窓口及び事務局担当部署が有機的に連携を図りながら相談受付等を行っている。以上のことから学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

観点 9-1-④：学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

（観点・指標に係る状況）

本学では、教員の授業内容の改善を目的に、毎年度学期ごとに学生に対して授業評価アンケートを実施している。この中で、学生自身の授業に対する取組（授業参加への意欲、時間外の学習努力等）、個々の授業の方法（教え方、教材、板書等）や授業の内容（わかりやすさ、目標の明確さ、難易度等）について、評定や自由記述により評価を求めている（別添資料 9-1-④-1「平成22年度学生による授業評価実施要項」参照）。

評価の結果はそのまま授業評価報告書（別添資料 9-1-④-2「平成21年度学生による授業評価報告書」参照）としてまとめられ、それぞれ授業担当教員にフィードバックされる。教員はフィードバックされた情報に基づき、授業改善についての自己評価レポートを作成し、提出することになっている。

また、上記以外にも学生支援課事務室内の「学生なんでも相談窓口」、学内に設置された「意見箱」及び「院生協議会からの要望書」等により、学生の様々な意見や要望を直接聴取する方策がとられている。

（分析結果とその根拠理由）

学生による授業評価は毎年度每学期すべての授業について実施されており、学生の授業に取り組む意欲や、授業の内容や方法に関する評価が数値化されるとともに、具体的な自由記述もなされている。ここで評価された内容は、学生がもっている学習（授業）に対するニーズとすることができる。この評価の内容は教員に確実にフィードバックされていて、それが教員の授業改善（ニーズへの対応）報告に結びついていることから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、その内容が授業改善に反映されていると判断する。

観点 9-1-⑤：特別な支援が必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

（観点・指標に係る状況）

平成20～23年度の4年間、毎年度本学にはいずれも大学院生として、留学生（21～25名）、社会人学生（1～3名）、障がい学生（聴覚障害者1～5名）が在籍しており（別添資料 9-1-⑤-1「留学生、社会人学生、障害のある正規学生の在籍状況」）、以下に示す支援を活用しながら修学している。

○ 外国人留学生支援

本学大学院で修学する外国人留学生に対して、国際交流推進室を設置し、協定校交流推進部会と留学生支援部会を置き、支援について企画・立案し実施している。また、事務組織として学務部研究連携室に国際交流チームを置き、一般学生と同じ経済的支援や生活支援以外に、留学生特有のものとして、次の支援を行っている（別添資料 9-1-⑤-2「外国人留学生の受け入れ」（大学HP）参照）。

<留学生指導教員の配置>

本学は、学部においては1年次は10人規模のクラス担任制、2年次以降は少人数制の指導教員制をとっており、留学生も同様の扱いになっている。大学院においては、指導教員による少人数指導体制をとっており、留学生も同様の扱いとなっている。

海外の協定校からの交換留学生は、一般学生同様に単位を取得するため、留学生指導教員の指導を受けている。成果は、成果発表会で発表したりレポートとして提出したりしている。

#### <チューターの配置>

新たに入学した留学生に対して、日本人の大学院学生が生活・修学・日本語等の支援を行うチューター制度（海外から直接本学に入学した留学生は1年間、国内滞在経験を経て入学した場合は6ヶ月間）を導入している。平成22年度は27名のチューターを配置した。併せて、自主学习等を行う場として設置されている留学生交流プラザにも毎日1名の日本語チューターを配置している。

#### <各種行事の実施（例）>

##### ・ 留学生オリエンテーション

入学後間もない留学生を対象に実施し、修学や生活に関する情報の提供を行っている。

##### ・ 意見交換会

留学生を担当する教職員やチューターとの意見交換会を年2回実施し、留学生と留学生支援にかかわる者の共通理解を図っている。

#### <日本語支援>

「日本語・日本事情」、「日本語表現技術」といった正規の日本語授業とは別に、各留学生の日本語能力に応じた日本語の補講（アカデミック・ジャパニーズのライティング・スピーキング、総合日本語）を週4コマ（平成22年度は計120コマ）実施している。また、日本語能力の啓発・向上を図るため、「J-test（実用日本語検定）」を実施している。

#### <修学・生活指導に関する報告の実施>

指導教員に、留学生の修学・生活に関する状況報告を求め、「修学しない」「引きこもる」などの状況に至らないよう配慮するシステムを構築している。

#### <留学生教育研究会の実施>

平成21年度には、留学生にかかわる教員等の質の向上と、留学生が抱える諸問題の解決法の共有を目的とした留学生教育研究会を実施した。

#### <地域の外国人児童生徒への修学支援プロジェクト>

平成22年度から日本人学生と留学生がチームとなり、上越地域の外国人児童生徒等への修学支援を行っている。外国人児童生徒の教科学習・言語学習への一助となるとともに、留学生の日本や新潟県上越地区に対する理解を深めるため実施している。日本の教育制度を学び、留学生自身の向上につながっている（別添資料9-1-⑤-3「平成23年度外国人児童生徒への就学支援プロジェクト」参照）。

#### ○ 社会人に対する支援

本学大学院での修学を希望する有職の社会人等に対して、2年分の授業料で3年間にわたり計画的に教育課程を履修することを認める長期履修学生制度を導入している。（別添資料9-1-⑤-4「長期履修学生制度（大学HP）」参照）。

また、教員養成以外の大学・学部で学んだ社会人等のうち、教職に対して意欲の高い者を対象とし、3年間で本学大学院の教育課程と学部の教育課程を履修する教育職員免許取得プログラムを用意している。これにより、教育職員免許状をもっていなかった者にも、教員になる道が開かれている（別添資料9-1-⑤-5「教育職員免許取得プログラム（大学HP）」参照）。

その他、正規学生以外に、各教育委員会のニーズにより、現職教員を内地留学生（研究生）として受け入れている。

#### ○ 障害学生支援

本学大学院での修学を希望する障害のある学生に対して、学習上の支援等の実施プロセスをweb上で明示し、入学前の学生（受験生）の支援ニーズの把握や授業参加時の手続き等について明らかにしてい

る（別添資料9-1-⑤-6「障害学生支援（大学HP）」参照）。

具体的には、教育支援課や特別支援教育コース等の協力により以下のような支援を実施している。

- ・ 入学後のオリエンテーションの実施
- ・ 聴覚障害学生に対する、入学式や修士論文発表会等主な行事や教育実習における手話通訳者の配置、パソコンによるノートテイクの実施（ノートパソコンの貸与及びコピーサービス）、授業における視覚的資料の準備やスロースピーチ等の実施

また、支援者に対する支援として、webによる障害学生に対する支援方法に関する情報提供や、ノートテイク学生のためのコピーサービス等を実施している。

#### （分析結果とその理由）

留学生に対する学習支援は、日本語支援を基礎として、様々な支援が行われており、障害学生に対する学習支援は、特別支援教育コースと教育支援課で計画し実施し、障害学生からの意見も採り入れながら適切な対処が行われている。

また、社会人に対する学習支援については、修業年限を3年とし修学条件の緩和を図った長期履修学生制度を導入した。

以上のことから、特別な支援を必要と考えられる学生に対しての学習支援が適切に行われていると判断する。

#### （2）優れた点及び今後の検討課題

（優れた点）

該当なし

（今後の検討課題）

該当なし

#### 2 基準9-2：学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

##### （1）観点・指標ごとの分析

観点9-2-①：自主的学習環境（例えば、情報機器室、院生研究室等が考えられる。）が十分に整備され、機能しているか。

（観点・指標に係る状況）

学生が自主的学習に利用しやすいよう、附属図書館の他、授業のない時間帯に講義室（講201教室）を自習室として開放している（別添資料9-2-①-1「自習室としての講201教室開放について（お知らせ）」参照）。

情報メディア教育支援センターの施設の一部（講103、104教室等）も授業時間等以外は、申請により常に学生が自主学習できるようオープン利用可能（特に授業期間は20時45分まで）としている（別添資料9-2-①-2「情報メディア教育支援センター施設案内（大学HP）」参照）。

PLACEMENT PLAZAでは、就職・進路に関する各種資料を利用して各自で学習することができる。また、教員採用試験学習支援システムを活用して、無線LANの環境があるところでいつでも教採試験問題の事例検索や就職参考資料の閲覧・検索等を行うことができる（別添資料9-2-①-3「プレイスメントプラザの利用案内（大学HP）」、別添資料9-2-①-4「教員採用試験学習支援システム（大学HP）」参照）。

このほか、共通ゼミ室が3部屋（音202，音304，音502の各室）用意されており、空いている時間は自主ゼミ等で利用可能となっている（別添資料9-2-①-5「共通ゼミ室について」参照）。

平成17年度入学生から、学生は各々ノートパソコンを所有することになっており、無線LAN利用申請により、インターネットを活用して情報を入手することが可能である。なお、開放している講義室及び学内各所においては、無線LAN（アクセスポイント）が整備され、学生が無線LANによるネットワークを利用できるよう環境整備が行われている（別添資料9-2-①-6「アクセスポイント一覧」参照）。また、学生の自主的学習をサポートするため、カラー印刷が可能なプリンタを学内全5箇所に設置しており、学生は各自所有するパソコンから学内ネットワークを利用して印刷することができる。

附属図書館では、蔵書検索用としてインターネット接続しているパソコンを設置している。

大学院生に対しては、（各コース・科目群ごとに）、人数に応じた大きさ（数）の院生研究室を設置し、院生一人ひとりに机といす、本立てを貸与している（別添資料9-2-①-7「平成23年度 院生研究室保有面積状況」参照）。

その他、図書館棟やキャンパスライフスクエア・ホールのみならず、講義棟のオープンスペースにもテーブルやいすの設置を増やしており、誰もが自主的学習をしやすい環境を整備し多くの学生が利用している。

#### （分析結果とその根拠理由）

自主的学習を行うことが可能な場（スペース）を複数確保して（増やして）おり、その旨学生にアナウンスもなされていることから、自主的学習環境は整備されており、機能していると判断する。

平成17年度から開始した学生のノート型パソコン所有義務化により、全学生がパソコンを所有することとなり、また学内ネットワーク環境の整備により、各学生控室や主要な講義室は勿論のこと、キャンパスライフスクエア・ホール、図書館閲覧室、大学会館第一食堂などでも、無線LANによるネットワーク環境を利用することができ、学生は学内各所で各自所有するパソコンを活用した自主的学習が可能である。

**観点9-2-②：学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。**

#### （観点・指標に係る状況）

平成23年度においては、47の課外活動団体に延べ949人の学部学生と192人の大学院学生が所属している（別添資料9-2-②-1「平成23年度学生団体一覧」参照）。中には複数団体を兼部している者もいるが、単純に言うると在籍者683人の学部学生が一人当たり1.4の課外活動団体に所属している計算になる。大学院学生にしても、在籍者712人中192人が課外活動団体に所属していることは、着目すべきである。こうした課外活動団体に対しては、本学の課外活動施設、設備及び備品の利用について優先して便宜を与えている一方で、学生の自主的・主体的な課外活動を積極的に推進・支援するため、活動に必要な物品を提供している。

また、課外活動団体の活性化を図るうえで、リーダーがリーダーとしての任務を深く認識し、リーダーとしての基本的知識を習得することが重要であるとの考えから、各団体のリーダーやマネージャーを対象として、「リーダーズ・トレーニング研修」を1泊2日の日程で実施している。リーダーズ・トレーニング研修後のアンケートにおいて、各プログラム毎に知識等の取得を図る上で効果的であったかを聞いたところ、7つの全てのプログラムで90%以上の学生が効果的であったと回答している。研修のねらい、具体の成果等については「課外活動リーダーズ・トレーニング研修報告書」（各年度版）に詳しい。

#### （分析結果とその根拠理由）

本学では、人間の生涯を通ずる教育の基礎とされる初等教育に携わる教員の養成の重要性に鑑み、学生の人間形成についても重視するという理念の下、正課外の課外活動において培われる人格的成長をも大学の教育活動の視野に入れ、課外活動に対する支援をはじめとし、様々な学生支援サービスの充実を図っている。

将来、教員になることを希望している学生が集う本学では、教職に必要な有意義な経験を積むことをコンセプトとして課外活動を指導している。各課外活動団体における学生たちの活動状況を概観すると、上位の競技成績の追求もさることながら、地域に密着した交流・ボランティア活動等を通じた人間理解、仲間と練習することの楽しみ、充実感などに軸足を置いた学生の活動姿勢が伺われる（別添資料9-2-②-2「平成22年度学生団体の活動状況」参照）。

リーダーズ・トレーニング研修後のアンケートにおいて、各プログラム毎に知識等の取得を図る上で効果的であったかを聞いたところ、7つの全てのプログラムで90%以上の学生が効果的であったと回答している。

参加者が、自身の所属する団体を一つの組織として捉え、今後の団体運営にあたりリーダーが果たすべき役割の自覚と、そのための知識、スキルを習得する良い機会であったと感じていることが、終了後のアンケート・感想から読みとれる。研修の個々の内容については、さらに改良を加えていかなければならないところもあるが、今後も継続して支援していくべきプログラムの一つである。

社会は学生に対し、学業成績もさることながら、組織内での同僚や上司など様々な人間関係の中で、課題に対応する力やそれを解決する能力、集団でのリーダーシップ能力を期待しており、課外活動を通じて得られる経験やそこから育まれる友人・先輩・後輩等の豊かな人間関係は学生にとって貴重なものとなり、コミュニケーション能力の育成に繋がると思われる。こうした能力は、正課授業において習得されるというより、課外活動などでの経験の中で体得されるものが多い。大学が学生の総合的な人間形成を大学教育の視野に企図する以上、正課外の課外活動の充実を今以上に支援していくことの必要性和意義は大きい。

また、毎年、課外活動等で特に顕著な成果があった個人や学生団体を対象に、学生表彰を行っている。平成22年度においては、一つの団体と2人の個人が実際に表彰された。今後の課外活動への励みとして有効な刺激を与えられたと思う。

## （2）優れた点及び今後の検討課題

### （優れた点）

第1期中期目標・中期計画に基づく年度計画実施により本学における学生・院生の自主的学習環境は大幅に改善された。特に、附属図書館のみに依存していた自主的学習環境に加え、整備拡充されたキャンパスライフスクエア・ホールを中心とする自主的学習スペースは、空調の整備された中で、会話をしながら気軽に利用できる点が大変優れている。また、情報メディア教育支援センターの施設の一部、PLACEMENT PLAZA、講義室等の自習室としての開放も学生の利便性を高めている。

教員を目指す学生にとって、課外活動による実体験や活動の充実は、教壇に立った後の自分にとって大きな財産であることも実感できていると考える。全学を挙げて、さらに課外活動支援の充実度を高めていく必要がある。

### （今後の検討課題）

なし

3 基準9-3：学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点9-3-①：学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健管理センター、学生相談室、就職支援室が考えられる。）が整備され機能しているか。

(観点・指標に係る状況)

入学してから卒業・修了するまでの長い学生生活の中で、学生は大小さまざまな悩み、トラブルに直面する。その内容によって、自分で解決できたり、友人や先輩に相談して活路を見いだせるものもあるが、中にはクラス担当教員や指導教員等に相談することによって救われることも多い。悩みを抱え救いの手を求めている学生にとって何より心強いのは、救いの手の求め先が多様に存在することであろう（別添資料9-3-①-1「学生相談の仕組み」参照）。

各教員は、あらかじめ設定した時間帯を学生に公開し（オフィス・アワー）、各教員研究室で学生の相談が舞い込むことに備えている。また、クラス担当教員や学生団体の顧問教員は、至近距離で学生と向き合う中で、アンテナを挙げて学生の行動に関心を寄せている。一方で、昨今の顕著な傾向として、心の問題を抱える学生が急増しており、こうした学生への対処が急務となっていることから、学内に専門的知識・技能を有する2人のアドバイザーを置き、学外からも2人のカウンセラーを招くなどして、多種多様な内容をもつ精神衛生相談に応じている（別添資料9-3-①-2「保健管理センター精神衛生相談の流れ図」参照）。加えて、平成15年10月に新たに精神科医の着任を実現するなど、精神衛生相談の重要性を踏まえた体制づくりに努めている。

深刻な相談内容として、重大な人権侵害として認識されているセクシュアル・ハラスメントのほか、近年はアカデミック・ハラスメントが挙げられる。ハラスメントのない環境で修学や研究ができるキャンパスを目指してパンフレットを作成し、新入生に配付している。また、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する相談ができる相談受付窓口を置くとともに、複数の相談員・アドバイザーがハラスメントに関する悩みに応えることができる体制を整えている。（別添資料9-3-①-3「上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止・対策機構図」参照）。

こうしたハラスメント専門の相談窓口とは別に、「学生なんでも相談窓口」も開設している。多くの窓口を設けることで、一人でも多くの悩みや問題を抱える学生の支援が実現することを願っていることである。

保健管理センターにおいて学内・外のカウンセラーが受けた精神衛生相談件数は、実に320件に及ぶ（別添資料9-3-①-4「平成22年度保健管理センター精神保健相談状況」参照）。情緒・性格に関する相談が184件と際だっており、修学関係、友人関係、家庭関係がこれに続く。いずれにしても、相談件数は年間300件を超えており（平成21年度を除く。）実態の分析とともに支援体制のさらなる強化が望まれている。こうした保健管理センターが行う各種の事業・試みやそれに関わるデータは、隔年で「保健管理センター年報」としてまとめ、センター運営の資料としている。

就職に関する相談・支援は、主にPLACEMENT PLAZA（就職支援室）にて行っており、4人の事務スタッフと6人のキャリアコーディネーター（公立学校の校長職経験者）が、教員就職やその他の就職・進路に関する幅広い相談に応じている。

平成21年度には学生の修学、就職、及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築・機能させることを目的として総合学生支援室を設置した。総合学生支援室では、不適応学生の早期発見及びその後の適切な学生支援のため、学生支援オールインワンカルテシステムの本格稼働に向け準備を進めている。

#### (分析結果とその根拠理由)

学生の多様な相談に対しては、保健管理センター、プレイスメントプラザ、セクシャルハラスメント等  
人権侵害相談受付窓口、学生なんでも相談窓口等、様々な相談窓口を設けることにより必要な相談・助言  
体制を整備しており、保健管理センターへの相談件数を見ても、十分に機能していると判断する。また、  
総合学生支援室の設置や学生支援オールインワンカルテシステムの稼働により、さらに相談・助言体制の  
強化を図っている。

**観点 9-3-②：特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ者等が考えら  
れる。）への生活支援等が適切に把握されているか。**

#### (観点・指標に係る状況)

大学には、留学生のように金銭・宿舎・就労等について様々な問題を抱えている者や、身体に障害のある  
者など特別な生活支援を必要としている者たちがいる。

本学では38人の外国人留学生在籍し、単身用学生宿舎に12人、世帯用学生宿舎に9人、国際学生宿舎  
に16人が入居している。可能な限り安価な寄宿料で、しかも留学生生活を充実しやすいよう大学キャンパス  
に極めて近い距離にある宿舎を提供することにより、経済的負担を軽減し、学業に専念できる居住環境を  
確保することに配慮している（別添資料9-3-②-1「学生宿舎及び国際学生宿舎入居状況」参照）。

学生宿舎では、身体に障害のある学生に対応した措置を施している。例えば、肢体障害者が利用しやす  
いユニットバスを設置し、玄関扉に取っ手を付け開閉の利便を図る一方で、聴覚障害者が非常時に何が起  
きたのか分別できるように簡易型屋内信号装置（アラートマスター）を設置するとともに、隣室の入居者  
にケア協力をお願いし、居室の近くには特別支援教育コースの学生を配置するなどの対応を進めてきた。  
一方、ここ数年において、卒業式・入学式・新入生オリエンテーション等の行事において、手話通訳者を  
雇用し、聴覚障害者に対し大学側の思いが伝わるような方策を実施している。雇用対象者の少なさや経費  
面などの問題もあるが、今後ともこの事業を継続し、全学生に様々な情報がまんべんなく伝わるように努  
力したい。

また、留学生にとって必要とされる様々な支援方策を実態調査によって明らかにするとともに、全学的  
な支援体制づくりの基礎資料とするための調査を幾たびか実施してきたところであり、平成10年度に「上  
越教育大学における留学生支援の在り方に関する調査研究」、平成14年度に「外国人留学生に関する調査  
報告書（今後の支援の在り方に向けて）」としてまとめられている。また、平成19年度には「外国人留  
学生を対象とした修学・生活環境に関するアンケート」を実施し、外国人留学生のより良い修学・生活環境  
を提供するための基礎資料を得た。

#### (分析結果とその根拠理由)

留学生等の抱える悩み事を全面的に解消できる体制づくりは、いまだ十分とはいえないが、少なくとも、  
経済的な生活支援と、それを行えるような目配りのできる体制は整いつつある。

**観点 9-3-③：学生支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。**

#### (観点・指標に係る状況)

新入生合宿研修、課外活動団体リーダーズ・トレーニング研修などの学生支援プログラムの終了時に  
学生に対し行ったアンケート調査に加え、学生の基本的な生活基盤である大学会館と学生宿舎の改善を

目的に、平成16年度から毎年、全学規模でアンケート調査を行っている。その結果は「平成22年度大学会館に関するアンケート調査集計結果」「平成22年度単身用学生宿舎に関するアンケート調査集計結果」に詳しい（別添資料9-3-③-1「平成22年度大学会館に関するアンケート調査集計結果」、別添資料9-3-③-2「平成22年度単身用学生宿舎に関するアンケート調査集計結果」参照）。

（分析結果とその根拠理由）

学生支援サービスの充実についてさまざまな企図を巡らす時、まず押さえるべきは、学生のニーズ把握であり、実態の調査であろう。不断の調査を基にした学生支援サービスこそが、効果的で実態に適合した支援であるに違いない。

学生のニーズ調査は毎年実施され、結果集約も行われているようになった。しかしながら、結果集約のみならず、その結果を受けた改善点の確認や学生にとっての恩恵あるいはメリット等についての検証は十分に行われていないのが実態である。アンケート結果を活かした改善についての検証が今後の課題である。

観点9-3-④：学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

（観点・指標に係る状況）

学生の良好な勉学環境を保持する基盤ともいえる各家庭の経済力を補完するために、大学としても、入学料及び授業料の免除、授業料徴収猶予並びに寄宿料の免除など種々の経済的支援を行っている。一方で、日本学生支援機構及び各地方公共団体で行っている奨学金貸与に係る斡旋や情報の積極的な提供に努めてきた。

日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金に学部生105人、大学院生114人、第二種奨学金に学部生174人、大学院生87人、併用貸与として学部生8人、大学院生2人が奨学金を受給している状況である。

また、上越教育大学創立30周年記念事業寄付金を財源として、平成21年度に「上越教育大学くびきの奨学金」制度を新たに設け、平成22年度においては、前期16人、後期16人に対し経済支援を行った。さらに、上越教育大学国際交流推進後援会では、平成19年度から、一人でも多くの外国人留学生に経済的な支援ができるよう奨学金受給者の人数を5人から10人に増やした。

平成23年度の入学料免除は、入学料収入予定額の内、大学院は4%、学部は0.5%の範囲内、授業料免除は、授業料収入予定額の内、学部、大学院合わせて、7.3%の範囲内（昨年は6.3%の範囲内）で免除することとした（H23.1.11第29回経営協議会）。

平成23年度の授業料減免措置として学部、大学院合わせて7.3%の免除枠を大学として確保するとともに、東日本大震災及び長野県北部の地震で被災した学生についても、入学料、授業料等の特別措置として減免を実施した。また、社会人経験を有し、長期履修学生制度に基づき教育職員免許取得プログラムを受講する大学院生を対象に、平成19年度から3年間、授業料免除措置を実施した（再チャレンジを希望する社会人に対する教員養成プログラム）（別添資料9-3-④-1「入学料、授業料、寄宿料の免除者数」、別添資料9-3-④-2「地震に伴う入学料、授業料、寄宿料の免除者数」参照）。

（分析結果とその根拠理由）

本学では、「入学料等免除及び徴収猶予規程」及び「入学料及び授業料の免除等選考基準」に基づき、一人でも多くの学生に支援の機会を設けることを趣旨として半額免除を原則として選考しており、入学料免除は、入学料収入予定額の内、大学院は4%、学部は0.5%の範囲内、授業料免除は、授業料収入予定額の内、学部、大学院合わせて、7.3%の範囲内（昨年は6.3%の範囲内）で免除することとした（H23.

1. 11第29回経営協議会)。

その結果、昨年を上回る学生への経済的支援が実施できている。特に大学院では、入学者増に伴う免除可能額の増加が免除者の増加に結びつく結果となった。また、震災による被災者対策としての経済支援も結果的に充実した内容になっている。

以上により、学生の経済面の援助は適切に行われていると判断する。

## (2) 優れた点及び今後の検討課題

### (優れた点)

個々の学生支援プログラムが着実に実施され、規模も拡大し、効果を挙げている。

### (今後の検討課題)

今後は生活相談、就職支援などを含む総合的な学生支援に係る業務・機能を検証し、改善していくことが望まれる。

## Ⅲ 基準9の自己評価の概要

学士課程における学習を進める上での履修指導については、新入生に対しては新入生オリエンテーションを2日間にわたり実施している。また、その後は学士課程ではクラス担当教員、大学院修士課程では専門セミナー担当教員、大学院専門職学位課程ではアドバイザーが学習相談・助言を行っている。

更に、学生に対する学習相談や生活相談等については、全教員がオフィスアワーを設け、学生への適切な助言ができるよう制度化している。また、「学生なんでも相談窓口」を学生支援課内に設置し、あらゆる相談に対応する体制を整えている。

留学生の支援の面では、国際交流推進室の設置、留学生指導教員の配置、チューター制度の導入など、組織的な対応を行っている。

障害のある学生に対しては、ノートテイクや手話通訳による支援がなされている。また、社会人学生に対しては、修業年限を標準の2年から3年に延長する長期履修学生制度により、修学条件の緩和を図っている。

自主学习環境としては、ノート型パソコンの購入が義務化されており、無線LANによるネットワーク環境を利用できるよう整備を行っている。また、図書館や自習室などの環境も整っていることから、自主的学習環境については十分に整備されている。

学生の心身に関わる健康相談については、保健管理センターが対応している。センターには医師免許を持った専任教員2名が配置され、2名の学外カウンセラーも定期的に来学している。また、それ以外にも2名のアドバイザー教員が置かれている。進路相談に関しては、プレイスメントプラザ(就職支援室)が対応しているが、ここでは事務系スタッフ4名に加えて6名のキャリアコーディネーターが常駐し、就職に関するあらゆる相談・質問に応じている。

学生への経済的支援については、入学料免除や授業料免除を実施するとともに、震災による被災者対策としての経済支援も行っている。奨学金については、日本学生支援機構等の各種団体の制度の活用を初めとし、本学独自の奨学金制度「上越教育大学くびきの奨学金」を立ち上げている。

修学、就職、及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築・機能させることを目的として総合学生支援室を設置している。